

健感発 1128 第 1 号  
平成 26 年 11 月 28 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部(局) 長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

### エボラ出血熱患者等の移送に係る消防機関の協力について

エボラ出血熱は、現在、西アフリカを中心に流行が続いており、政府一丸となってその対策に取り組んでいるところです。

国内において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症患者又は疑似症を呈する者が発生した場合、都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長は、同法第21条の規定により、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関へ移送することとされており、この事務は保健所において実施されることとしています。したがって、国内のどの地域でエボラ出血熱患者等（エボラ出血熱患者又は疑似症を呈する者）が発生した場合においても、保健所又は都道府県衛生主管部（局）（保健所設置市衛生主管部（局）を含む。）は、常時、エボラ出血熱患者等の移送を行うことができる基本的な体制を確保する必要があります。

今般、エボラ出血熱患者等の移送について、別紙のとおり消防機関の協力を得られることとなりましたので、了知いただくとともに消防機関との事前の協定等の締結が必要となるなどの諸条件に留意願います。

なお、別紙の文書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言です。